

一六三二年におけるヒニンの国外追放について

ペレス・リオボ・アンドレス

はじめに

キリシタン迫害と緊張した国際関係の背景の下、一六三二年五月に日本から追放されたキリシタン一三〇人がマニラに到着した。彼らは近畿の諸ヒニン垣外から引き出され、拷問を受けたが、棄教しなかったためフィリピンへの流刑という異常な刑に処された。この論文でキリシタンとヒニンの関係について考察しながら、この「ヒニン国外追放事件」の解明を試みたいと思う。

被差別民制研究によると、一七世紀前半はヒニン小屋・垣外の形成期となっている。大坂の垣外の成立については天王寺が一五九四年、鳶田が一六〇九年、道頓堀が一六二二年、天満が一六二六年に垣外屋敷を与えられたと伝えられている。寛永期後半（一六三三～一六四四）の間には堺の四ヶ所が既に存在していたのである。江戸浅草非人頭車善七は自身の由緒（一八三九年）によると一六〇八年に町奉行から土地を与えられ、非人頭に命ぜられ、浅草元鳥越に移住した。和歌山城下町吹上ヒニン村の存在は浅野幸長時代（一六〇一～一六一三）に遡る¹。

一方、キリスト教禁止令の一六一四年までに西洋の宣教師は積極的に病院を設立したり、「救癩」活動を行ったりしていた。その後、潜伏しながら病人・貧民を援助し続けた。その患者の多くはいわゆるヒニンであった。また、ヒニン小屋のキリシタン率も同様に高かった。宣教師が迫害中にヒニン小屋に隠れていた時、これらも「病院」と呼ば

れていたケースがある。

本稿での「ヒニン」は、一六〇三年の『日葡辞書』の定義に従う。すなわち「Madoxi-fio.(貧しい人)貧乏な人」である。漢字を当てれば「非人」か「貧人」だろう。その曖昧さは一七世紀前期にはヒニンがまだ士農工商の下におかれ、固定された階層ではなかったことを表す。幕府の関東への法令における「非人」の呼称は一六五六年に初めて使われる²。

ヒニンという呼称がまだ身分制度上の固定された身分を指摘しなかったこの時期には、キリシタンとヒニンは切っても切れない関係を持っていた。この関係を、従来注目されてこなかったが、一六三二年に起こったキリシタンであったヒニン一三〇人の国外追放という事件を通じて浮き彫りにしたい。

現在、この事件に関する知識は『対外関係史総合年表』(一九九九年)、一六三二年五月の項に見える見出しのように纏められている。

国外追放のらい病のキリシタン一三〇名乗船の日本船二隻、マニラに到着。

レオン・パジェスは、この事件を日本殉教史の古典といえる『日本キリシタン宗門史』(一八六九年)に記録しており³、他の著書や論文でもこの事件に関する情報が少し見られるが⁴、今までその経緯や詳細が究明されてこなかった。頻繁なキリシタンの国内追放に比べ、国外追放は稀な出来事であるため、この事件は興味深い⁵。

このキリシタン「癩病」患者の国外追放には、一見様々なベクトルが交差している。まず、身分差別の問題が見られる。また、フィリピンと日本の不和関係が追放の背景である。そして、追放されたのはキリスト教を棄教しなかった人々であった。キリスト教から転んだヒニン・「癩病者」は国内で対処された⁷。この事件をキリシタン迫害の過程の中に描かなければならない。

この出来事は様々な著書に指摘されているにもかかわらず、その詳細が検討されておらず、意味づけがされないま

ま残されているため、この追放を社会的・政治的な背景から検討する必要があると思う。

第一章 イベリア人宣教師の病院の設立と貧民の関わり

第一節 一六一四年のキリスト教禁止まで

一六三二年にキリスト教徒であつた一三〇人のヒニン或は「癩病患者」がマニラに追放された事件を理解するために、まず、彼らが集団としてどのような経緯でキリスト教徒になつたことを説明していきたい。最初に、一六世紀後半からの伝道の形に注目していく。

よく知られているように、宣教師は日本で病院を設立し、それを通じて慈悲事業を行った。その対象は病気の貧民であり、この中でもっとも多いのは「癩病」患者であつた。この病院を経営していたのは、一般教徒のコンフラリア（信心会）とミセリコルディア（慈悲会）の会員であつた。

これらの病院では、府内の病院を除いて手術などは行われず、病者や貧民は精神的な看病を受けられ、食事や宿泊ができる、慈悲・看護施設に近い場所であつた。長崎のように、「癩病」患者隔離病棟が備わっていた病院もあつた。

イエズス会と托鉢修道会は全国で救済施設を創立した。追放されたヒニンの出身地である近畿で、イエズス会は京都に五、六ヶ所の「癩病院」（三〇〇人近くの患者）を、フランシスコ会は二ヶ所の「癩病院」（一〇〇人の患者）を建てた。大坂にはフランシスコ会の「癩病院」と小西行長の寄付で建てられた四ヶ所の「癩病院」（四〇〇人の患者）があつた。堺で小西一族はもう一つの「癩病院」を管理していた。フランシスコ会は伏見と和歌山にもそれぞれ小さい病院を建てた。一方、江戸と長崎地方でも「救癩」活動が行われていた。

病院の患者は全てがキリシタンというわけではなかったが、収容中あるいは収容後に洗礼を受けた者は当然多かったのである。しかし、それらの病院や施療院は、必ずしもキリスト教の伝道のために有利ではなかった。伝道初期の一五五七年に、府内で初めてイエズス会によつて設けられた病院は、巡察師バリニャーノ (Alessandro Valignano, 一五三九〜一六〇六) から強く訴えられた。なぜならば、宣教師が「癩病者」など、日本で卑劣と思われる人々と日常的に接触すると、日本人の非キリスト教徒が、宣教師のことをまさに野蠻そのものであると思つてしまうからである。バリニャーノは、宣教師の評判が落ちないように、病院には病気の下層民ではなく、貴族や良家のキリシタンのみを入院させたほうがいいと論じた。

病院のおかげで改宗した貧民が多かつたにもかかわらず、それはキリスト教に対する軽蔑の原因となり続けた。一五九〇年代、京都のフランシスコ会病院について、フランシスコ会士マルセロ・デ・リバデネイラ (Marcelo de Ribadeneira, ?〜一六〇六) は次のように記録した¹⁰。

また別の異教徒が病院へ来たが、或る者には感歎の動機となつたことが彼等にとつては、恰も修道士の慈愛を見るだけの理解力がないように、嘲笑と遺憾の原因となつた。「主の教えを聞いていないために」彼等の間には、牛を食するのが原因となつて、キリシタンは人間を食うという噂が広まっていた。それで「修道士は癩患者の身体を喰い、余つたものは塩漬にして彼等の国へ送るために、それらの病院を造つたのである」と云う者が大勢居た。

第二節 迫害中の宣教師とヒニン・「癩病者」

迫害が始まると、ミセリコルディアによつて一六一九年まで存続していた長崎病院を除いて、すべてのキリシタン

病院が閉鎖された。というより、宣教師は公に活動できなくなってきたため、病院は表面的にキリスト教色を失ったのであるが、慈悲会や信心会のひそかな活動によりそれは機能し続けた。また、病院から戻った患者が、市外に集落をなしたケースもある¹¹。

宣教師は身を隠すために乞食・「癩病者」小屋をよく利用した。このような場所にはキリシタンが多く、しかもどれも近づかないため、最も安全な避難所であったと言われる¹²。

大村で活動していたドミニコ会士ルイス・ベルトラン (Luis Exarch Beltran, 一五九七〜一六二七) は、迫害中にも「癩病者」を介抱していた。彼は「隠れるためにもいい場所であった貧しい癩病者の小屋」¹³ にいたが、一六二六年に密告があつて、逮捕された。その結果、ベルトランと三人の「癩病者」は翌年死刑になった。

早くも一六一五年に「癩病者」六人が駿河で斬首された。身を危うくしながらも迫害中のキリシタンヒニンは他のキリシタンを隠したり、殉教者の死骸を埋葬したりする例が見られる¹⁴。また、一六二二年八月に平山常陳、宣教師ズニガとフロレスら一五人が長崎で処刑された際、その刑場の近くに住んでいた「癩病者」は抵抗の姿勢を見せた¹⁵。

執行人たちが近くにいた癩病者の小屋に火種を探しに行つても見出さなかつたのは、「このように生きた有効な説教、そしてこのような絶好の機会を一層長引かせようとする」主の摂理でした。なぜなら、キリシタンである癩病者たちは、深く愛していた人々を火刑にする道具を家から持ち出されぬよう警戒して、火を消していたからです。したがって、彼らはあちこちと火種を探しつづけましたが、ついに見出せなかつたので火打石で火を作らなければなりませんでした。

その後九月に、五七人の殉教の後、キリシタンが潜伏しないように上の「癩病者」の家数軒が焼き払われたようである¹⁶。

後述するように、デイエゴ・デ・サン・フランシスコ (Diego de San Francisco, ?-?) は一六三二年に取り調べが厳しくなった時、逃げるために京都と伏見にある「病院」を次々回って行ったようである。

まとめると、宣教師と慈悲会が設立した病院によつて、迫害中に貧民・ヒニン・「癩病者」の間にキリシタンが多くおり、彼らは積極的に宣教師を助けたり、キリシタンを庇護したりしていたのである。

第二章 史料に見えるキリシタン「ヒニン」のマニラへの追放

追放事件そのものに関し、検討する必要がある事柄は少なくとも二つである。一つ目は当時の国際関係、二つ目は迫害の事情である。

第一節 国際状況

追放の国際的背景を説明するには、一六二四年まで遡らなければならない。幕府はこの年にキリスト教禁止政策の強化とともにスペインとの正式な関係を断交した。しかし、中国人または諸大名のイニシアチブや密輸によりマニラと長崎の関係は一六三〇年代の終わりまで途絶えなかった。

一六二八年にメナム川の河口でスペインの艦隊による高木作右衛門の朱印船への襲撃があった。賠償や釈明を求めするために、マニラの偵察や侵略の実行を確認しようと、島原の領主松倉重政と長崎奉行竹中采女は一六三〇年一二月一五日に荷船二隻をマニラに送った。松倉重政は一六三〇年にフィリピン攻略を幕府に上申して、許可を得た。マニラでは日本からの侵略の恐怖が豊臣時代からあり、朱印船の襲撃の報復を恐れていたため、軍備を整えていた。使節

団は貿易を再開するようにマニラ政府を勧誘したが、不信を抱いたスペイン人との交渉はうまく行かなかった。スペイン商船が日本に行けば、その船荷が没収され、乗組員が殺されると考えたためである¹⁷。

両船は一六三一年七月に長崎に帰着した。そして、翌年に長崎奉行竹中采女の書簡を携帯した商船が改めてマニラに到着した。この使節は前年と同様に貿易の再開を要求したが、同船していた一〇〇人以上のキリシタン「癩病者」が船荷とともにマニラに降りたことは、この使節の目的を果たすための障害になる可能性があった。

フィリピン総督ニニョ・デ・タボラ (Juan Nino de Tabora, ?～一六三二) は彼らを受け入れ、フランシスコ会が経営していた現地の病院に居住させた¹⁸。

なお長崎奉行は同じ時に、雲仙でキリシタンを拷問し、長崎地方で迫害を進めていた。追放を決定したのはおそらく幕府であるが、そのいきさつは不明である。「癩病者」をフィリピンに送ることはどういう意味を持っていたのだろうか。ここでは二つの解釈があげられる。

①目的が貿易の再開であるならば、追放者に死刑を免除するのは善意の印として読み取れる。『耶蘇天誅記』では男女一三〇余人の追放者について、「御慈悲ヲ以テ助命仰付ラレ長崎ノ巷ヨリ船ニ乗セテ南蛮国へ追放セララルト也」とある。

②長崎奉行および幕府はフィリピン政府が一六二八年の朱印船襲撃事件に関し、まだ十分に釈明していないと考えた、または、総督はマニラの商船が日本への航行を拒絶したため、報復として「癩病者」という好ましくない贈り物をマニラに発送したのだろう¹⁹。さらに、マニラからの宣教師が絶え間なく来日し続けていたため、フィリピン政府への不快感の印という意味にも取れる。

キリシタン迫害の進展を考慮すると、後者の説のほうが正しいと考えられる。江戸で数年後キリシタン「癩病者」

一〇〇人が餓死させられた事件もあり、「助命」はなかった。追放者が死を免れることは事実であるが、それは慈悲ではなく、幕府にとって外交に役に立ったから行われたことであろう。

第二節 ヨーロッパ人が執筆した史料に見える追放

日本で追放者の取り締まりを目撃した宣教師はいた。そして、マニラで追放者の到着を見て、それを記録した人々もいた。これらの史料を年代順に並べて検討していきたい。

① イエズス会士クリストファン・フェレイラ (Christovão Ferreira, 一五八〇～一六五〇〔沢野忠庵〕) の一六三二年三月の書状には詳細が見受けられる。彼は一六三二年にギリシタンの詮索が都、伏見、大坂と堺で厳しくなると指摘し、続いて次のように記録する。²⁰

【史料一】

暴君は残酷の極、前記の上方の都市の乞食や癩病者キリスト教徒〔cristianos pedintes e lazarus〕を〔暴君が〕本年マニラに追放しようとし、九〇人余が長崎でモンズーンを待ち、江戸の〔乞食や癩病者の到着〕がまだ予定される。(拙訳)

近畿の都市で取り調べられたギリシタン「癩病者」は長崎に送られたとなっている。九〇人以上が船の出帆を待っている間に残りの四〇人あまりの乞食と「癩病者 (lazaros)」が長崎に来ただろう。フェレイラは上方と江戸の「癩病者」について報道するが、結局、江戸から「癩病者」が送られたかどうかということは著者が確認でき

ない問題である。

②同じく来日していたフランシスコ会士ディエゴ・デ・サン・フランシスコは一六三二年五月の報告のさらに詳しい情報を提供する²¹。彼も一六三二年に上方で迫害が厳しくなったと指摘し、追放事件をこのように語る²²。

【史料二】

〔暴君の裁判官と司法官は〕都・伏見・大坂・堺の四つの町のすべての病院〔hospitales〕で、信仰を捨てさせるため、多くあり、ほとんど皆がキリシタンである貧民〔pobres〕の大々的な迫害をした。そして、テンマという大勢のキリシタンのみが入っていた病院に火をつけた。大坂と堺で貧民をできる限り取り押さえ、本年一六三二年一月一四日に大坂と堺で乗船させ、マニラに追放した。一三〇人位だったのだろう。（拙訳）

「テンマ」、つまり「天満」は大坂で非人を集団居住させた四ヶ所（道頓堀・天王寺〔悲田院とも称された〕・鳶田・天満）の一つである。ディエゴ・デ・サン・フランシスコはこのように関西のヒニン小屋、つまり垣外を「hospitales（病院、施療院）」と呼んでいる。フェレイラの記録と違い、追放されたのは大坂と堺の貧民だけであつたと述べている。また、フェレイラの記録と対照すると、堺と大坂から出帆した船はマニラに直行したのではなく、長崎経由で航行したことが明らかになっている。ディエゴ・デ・サン・フランシスコ自身は一六三一年に迫害が厳しくなった時、身を隠すために伏見と京都の垣外を転々としたが、垣外での取り締まりが強化されると、老人の家に隠れた。

③一六三二年五月二六日にヌエバ・エスパニーヤからマニラに到着したイエズス会士ヘルナンド・ペレス（Her-

nando Pérez) の書簡がある。²³ 情報はきわめて詳しいものであるが、書簡がとても長いため、今回その内容を紹介することに止まる。

【史料三】

マニラでは日本船二隻が投錨している。一つは竹中采女の、もう一つは有馬の大名の船舶である。その船舶で貧乏な一二五人の「癩病人」キリスト教徒 (Cristianos pobres y leprosos) が信仰告白を理由にして日本から追放された。彼らは日本で宣教師を隠していたそうである。このため、合わせて四〇〇人が拷問を受けたが、このうち一三〇人だけが信仰を守り続けた。最初はその一三〇人は火刑に処されることになっていたが、あまりにも残酷なので、斬首に刑が軽くされた。しかし、刀を汚さないようにという理由で、追放に減刑された。マニラ側は絶え間なく宣教師（日本で最も嫌われている人物）を日本に送っているため、報復として日本側はそれのかわりに「癩病人」を送ったということも指摘されている。その「癩病人」はマニラで歓迎され、サン・ミゲルにあつた施設で市民や総督並びに諸修道会の施しによつて暮らしていたようである。男以外に、女や子供もいた。この中で、何人かの少年は町の主だった人々や修道会に養育されるため集団から離れたそうである。

ヘルナンド・ペレスは一三〇人が拷問に負けなかつたと言いながら、マニラに一二五人だけ到着したと指摘する。残りの五人が航行中に亡くなつたのだろうか。また、サン・ミゲルはマニラの郊外にあつた村で、一六一四年にはすでに日本から追放された日本人がここに住んでいた。

④ 既述したフィリピン総督ニヨ・デ・タボラは一六三二年七月八日付きスペイン王宛の書簡の中で、日本から追放されたのは改宗させられなかつた哀れな「癩病者」(pobres leprozos) 一三〇人であると述べている。²⁴

【史料四】

彼らはこの船で当地に一三〇名の哀れな癩病者を追放した。他の多くの者と同様に背教させようと努めたが、失敗したのである。彼らを受け入れるか否か、また探るべき手段について検討するため国務会議が開かれた。彼らの受け入れを躊躇したのではない。もし私が病気に感染しても、信仰に反対している人々とその王国における迫害の前にキリスト教徒らしさを見せないわけにはいかない。行列で彼らを迎え入れること、直接教会に運ぶこと、この国が希望する施物で彼らを宿泊させ、歓待し養うことが取り決められた。施物の収集が始まり、彼らが入る現地住民の病院の中に一部屋が設けられた。この病院のため、陛下は毎年五〇〇ペソと大量の雌鳥、米を与えられているが、病人が増えたので、陛下にふさわしい慈悲の行いのために、いくらかの布施の加増をお願いしたい。

⑤一六三二年七月の匿名のフィリピン事情報告は追放理由について少し触れている²⁵。

【史料五】

彼ら〔日本人〕はこれらの船でキリスト教徒癩病者〔leprosos cristianos〕一〇〇余人を送ったが、この癩病者はいかなる処分を受けてもその信仰を捨てなかった人々である。また、彼らが言うように、このような人々で刀を汚さないようにこれを生かして、歓迎されたフィリピンへ追放した（省略、拙訳）

⑥当時マニラにいたドミニコ会士ホアン・ガルシア（Juan García, ?～一六六五）がセビリアの聖パブロ王修道院に送った報告がある²⁶。

【史料六】

作一六三二年の五月にマニラ市に、日本人百余人ならびにその妻子を乗せた一日本船が到着した。彼等は追放吉利支丹信徒にして、郷国にて、もし信仰を捨てざるならば、ただに追放されざるのみならず、皇帝が出費して彼等の世話をなすべきことを諭されたが、ただ天帝の加護を信じて、エス・クリストの信仰を固持するため、父子、夫妻、親子互に離別しても、追放を望んだのである。彼等は冷遇と病魔に苦しんで、このマニラ市に到着した。

この報告によると、一六三二年五月にキリスト教徒であるため追放された一〇〇人以上の日本人と乗船していた日本船一隻が、マニラに到着した。その中には日本に親、子、妻、夫を残してきた人もいた。それで彼らは虐待、旅の苦しさと同病気のために不健康な状態でマニラに到着し、ただちに病院に運ばれ看病を受けた。他の情報や記録と違い、ホアン・ガルシアは「癩病者」(Izaros, leprosos)であることを指摘していない。

⑦『フィリピン書誌稿』に収められている匿名のフランシスコ会の記録は、フィリピン総督ニニョ・デ・タバラが挙げる情報とあまり変わりが無い。ただ、書かれた年の一六四九年にフランシスコ会士はまだ現地の病院で彼らの「癩病者」の世話を続けていたことが分かる。また、この追放の趣旨に関して、次のようにある²⁷。

【史料七】

ファン・ニニョ・デ・タバラがこの島々を統治していた時、日本の皇帝は日本で通常の病気である癩をこの島々の人々に伝染させることを試みて、約一五〇人キリスト教徒の癩病者 (leprosos cristianos) を送ったと言われている。この目的は本当か否か、実際彼らはキリスト教徒であったため追放されて来た。(拙訳)

当時のフィリピンにおける、この追放に対する認識をよく示す記録であろう。

⑧最後に、オランダ東インド会社に三〇年以上勤務していたフランソワ・カロン (François Caron, 一六〇〇～一六七三) は『日本大王国志』に次の情報を追加した²⁸。

【史料八】

当時全国の癩病院が搜索せられ、病院で発見せられた三八五人の耶蘇教徒を二隻のジャンクに分載し、若干の葡萄牙人に逼つてそのガリオットからこのジャンクに転乗せしめ、贈物としてこれをマニラに送った。

竹中采女が長崎滞在ポルトガル人の仕立てたジャンク船を使節の一つの船として使つていたのは事実である。カロンは「当時」と書いて、具体的な日付を示していない。しかし、前後の文章を見ると、宣教師とキリシタンの迫害が最も盛んであつた時期について言っていることが分かる。広く言えば一六二〇～一六三〇年代の迫害に当てはまるが、マニラへの「癩病者」追放のような事件はひとつしかないので、筆者がとりあげている事件と同じに違いない。

カロンは追放者の人数を三八五人まで数え上げるが、実際にフィリピンまで辿り着いたのは約一三〇人だけであつた。三八五人は近畿圏或は全国の「癩病院」の取り調べの結果、見つけられたキリシタンの全体数であろう。その三八五人のうち、約三分の二が転び、拷問されても転ばなかつた一三〇人はフィリピンに追放されただろう。【史料三】の通り、イエズス会士ヘルナンド・ペレスも逮捕された四〇〇人の「癩病者」の内、拷問されてから棄教しなかつたのは一三〇人しかいなかったと述べ、カロンが提供する情報と一致する記録である。

史料	執筆年月日	執筆地	追放者の呼称	収容施設	追放者出身	人数	追放年
フェレイラの書簡	1632年3月22日	長崎	cristianos pedintes e lazaros 乞食やラザロ キリスト教徒		上方の都市（都、伏見、大坂、堺）。江戸？	90人以上	1632年3月22日以降
ディエゴ・デ・サン・フランシスコの報告	1632年5月	上方？	cristianos pobres 貧民なキリスト教徒	hospitales 病院	大坂、堺	130人位	1632年1月14日大坂と堺で乗船
ベレスの書簡	1632年6月30日	マニラ	cristianos pobres y leprosos 貧民で癩病患者 キリスト教徒	pobres chozas 乏しい小屋	日本	400人が拷問を受けた。追放者は125人または130人	1632年5月26日以前マニラに到着
匿名のフィリピン事情報告	1632年7月2日	マニラ	leprosos cristianos 癩病患者キリスト教徒		日本	100余人	1632年
ニニョ・デ・タボラ総督書簡	1632年7月8日	マニラ	pobres lazaros cristianos 哀れなラザロ キリスト教徒		日本	130人位	1632年
ガルシアの報告	1632年	マニラ	キリスト教徒		日本	100余人	1632年5月にマニラに到着
匿名のフランシスコ会の記録	1649年	フィリピン	leprosos cristianos 癩病患者キリスト教徒		日本	150人位	ニニョ・デ・タボラ総督政権（1626年6月29日～1632年7月22日）
カロン『日本大王国志』	1661年		耶蘇教徒 Lepers?	癩病院 Lazar-houses?	日本全国	385人	

表1 ヨーロッパ人が執筆した史料に見える追放

「白癩黒癩」が中世から定型化していた決まり文句でもあるが、これにわざわざ「ラサルニ成」りという言葉を加えることがいかにキリシタンにとって「ラザロ」のイメージが恐ろしかったかということをも物語っている。

現在の解釈によると、マニラへ到着した一三〇人は全て「癩病患者」と認識されているが、私は彼らがより多様な集団であったと思う。その集団の中に「癩病患者」もいたがみんながそうではなかった。後述するように、日本史料では彼らが「乞食」として認識される。「乞食」というカテゴリーはフィリピンの世界では「lazaros」というカテゴリーにしか翻訳できなかったのである。

彼らが全て「癩病」患者ではなかったと考える理由は、以下のようなものである。

① 上述したデイエゴ・デ・サン・フランシスコとホアン・ガルシアの記録には、彼らが「癩病患者」(lazaros, leprosos)であったことは一切指摘されていない。

② 後述のように、『道頓堀非人関係文書』に見られる「伊国江」追放された二三人のキリシタンの中に、彼らは「癩病」に罹っていたという情報はない²⁹。しかし、道頓堀に預けられた転びキリシタンに関しての死因の情報が残っており、ほとんどは単なる「病死」であったが、一六五八年になくなった孫作女房松だけは「三病」として記録されていた³⁰。道頓堀垣外で棄教した者の中で、三病か「癩病」にかかっていた人はただ一人だけだった。これでは追放された者の全てが「癩病」にかかっていたとはいえない³¹。

③ 一六〇三年の『日葡辞書』には「癩者」、「癩児」、「癩病」、「癩風」の見出し語があるが、ポルトガル訳は「lepra, leproso」になっている。この言葉は先述の「lazaru」より、「癩病」・「癩病者」の意味に近い。しかし、「癩人」のポルトガル語訳は「lazaru, また leproso」になっている。「かったい(乞丐)」も「癩人」と同じ、「leproso, また lazaro」になっている。「乞食」は「乞食 (pedinte)」という意味の他、「下(州地)では lazaro の意」になっている。この「lazaru」の意味は、「病気の乞食」であるか「癩病患者」であるかが明らかになっていないにもかかわらず、現代『日葡辞書』の日本語訳では全て「癩病患者」になっている³²。

また「長吏」という言葉を見るとその曖昧さは解消されていない。同じく『日葡辞書』には、「死んだ獣の皮を剥いだり、牛の皮を剥いだりする人々、あるいは癩病人 (lazaros) に対して監督権をもっている頭」とある。最初の意味は「えた」と同じであるが、「癩病人 (lazaros) に対して監督権をもっている頭」という現代語訳はあまりにも狭い。なぜならば、「長吏」は先述の「えた」の呼称に加えて、さらに畿内地方ではヒニンの頭の呼称としても用いられたからである³³。ただ、京都の清水坂ヒニン長吏のように、長吏の編成・管理権が「癩者」というものも普通に含まれた³⁴。だから、長吏の語義は、「lazaros ≡ 癩病人」というより、「lazaros ≡ 貧民あるいは非人」と解釈した方が本来の意味に近いと思う。

『日葡辞書』には「ヒニン」と「ヒンニン」という二つのエントリーが見えるが、どちらも貧乏な人という意味になっている。先に指摘したように、近世初期には「非人」は未だ区分された特定の身分階層を指さず、「貧人」と重なる意味を持っていた。従って、非人・乞食や「癩者」までをそれぞれ違う範疇に属するように扱うことが逆に混乱を招くものである。全てが窮民階級、つまり、lázarosであった。

フエレイラとフィリピン総督ニニョ・デ・タボラの記録では「lázaros」＝「ヒニン・乞食」として用いられたが、追放された一三〇人は現在では「癩病者」であると誤解されている。もちろん、フィリピン総督は彼らが「ヒニン」であったことを知らなかった。彼が見たのは、拷問されてからの長旅の苦勞による病人で（その中に「癩病者」もいたが）、貧しい人々であった。しかも、彼らの生活手段はマニラ市民の施しや政府の手当てに限られていたため、まさに福音書に出現するラザロのような人々であった。

第四節 日本史料に見られる追放事件

この追放は長崎地方の諸資料と排耶書、そして『道頓堀非人関係文書』に見られる。年代順に並べるが、『道頓堀非人関係文書』の「伊国江参候乞食之覚」を結論として使うため、最後に置いて検討する。

①初代の宗門改役井上政重『契利斯督記』（一六五二〜一六六二年）では簡単に述べられている。³⁵

【史料九】

台徳院様御時分、乞食共吉利支丹宗門ニ成候ユエ、呂宋江流罪被仰付候、其子供伴天連ニ仕立学文イタサセ日

本へ渡シ可申手段仕候由、渡之伴天連共傲間ノウへ白状イタシ候

徳川秀忠(台徳院様)は寛永九(一六三二)年一月一四日に没したが、乞食は一六三二年の終わりから取り締まられ、先に見たように一月一四日に大坂と堺で乗船させられ、長崎でモンスーンが来るまで(二月以降)待たされていた。キリシタンが日本から離れたのは秀忠が没してからであるが、彼の決定であつたので、記録に間違いはない。

②『耶蘇宗門制禁大全』という一七世紀の排耶書・実録物には次の情報が収録されている。³⁶

【史料一〇】

七度ヶ濱癩村の吉利支母百三十余人南蛮に追放す

「七度ヶ濱」とは、近世堺非人垣外の一つである、「七堂浜」を指す。小西家の協力によって堺にも「癩病」院があつたが、その場所は不明である。³⁷ 迫害中の一六二三年にイエズス会士フランシスコ・パチエコ(Francisco Padeco, 一五六五〜一六二六)は堺や大阪の「癩病」患者の家(casas dos lazarus)で秘蹟を授けたり、泊まつたりしていたが、彼が指している「癩病患者の家」が七堂浜のような垣外を指すかどうか確認できない。³⁸

③『長崎根元記』(一七世紀末〜一八世紀初頭)には次のように記録されている。³⁹

【史料一一】

寛永十三子(一六三六)年に、長崎に有之南蛮人種子被遂詮議、二百八十七人天川に流罪被仰付奉行榊原飛騨守・

馬場三郎左衛門右種子町々に有之を引離、異国に於差越ては、所々騒動無心元。(省略) 又大阪より邪宗門の乞食七十人被指越、是も天川に同年に流罪。

一六三六年に起こったポルトガル人混血児のマカオへの追放と一六三二年に起こった乞食の呂宋への追放の記述が散見されるが入り乱れているようである。他に、馬場利重(三郎左衛門)は寛永一五(一六三八)年まで長崎奉行とならなかつたので、あまり信頼できない史料だろう。

④『長崎実録大成』(『長崎志』、一八世紀中頃)では、寛永七(一六三〇)年に当たる二か所で次のように記録されている⁴⁰。

【史料一二】

一寛永七年大坂ヨリ邪宗門之乞食七十人差送ラル。但此者共伴天連ニテ年々宗門改嚴密ナル故、御改ヲ受マジキ為乞食ト成リ、諸方ニ隠レ居タルヲ搜出サレ長崎ニ差送ラル。則呂宋ニ流罪仰付ラル。但是ヨリ以後乞食(『息距編』で「穢多」とも書いてある)共ニ宗旨改令踏絵ラル。

竹中采女正

大坂ヨリ邪宗門ノ乞食七拾人長崎ニ送来。呂宋ニ流刑被仰付之。

日付は一六三〇年になっているが、ルソンへの乞食流罪のような事件が一六三一〜一六三二年に起こった事件しか知られていないため、本論文で取り上げられている事件と同様であると思う。この間違いにも関わらず、貴重

な情報が挙げられている。つまり、迫害の始めごろ当局は乞食小屋などを取り調べなかったが、その後迫害が下層民の小屋にまで及ぶ。それは、キリシタンが迫害を免れるために乞食・ヒニンに身をやつして、自分の信仰を守り続けたからである。これを念頭に置くと、【史料二】のように、デイエゴ・デ・サン・フランシスコが指摘する天満垣外では全てキリスト教徒であつたというのは、さほど誇張した表現ではないと思われる⁴¹。

⑤【史料一〇】で七度ヶ濱が「癩村」と言われても、肥島寓・村井昌弘が集録した『耶蘇天誅記』（一七五〇～一七六〇年、内閣文庫所蔵）には同村が「濱乞丐村」と称される。

【史料一三】

寛永年中泉州堺ノ濱乞^{カクセ}丐村一説ニ癩人村ト云ハ非ナリ乞食村成ベシノ奴曹吉利支丹宗門ニ帰依シケルノ由露顯シテ一村ノ男女百三十余人召捕ラレケルカ此般ハ御慈悲ヲ以テ助命仰付ラレ長崎ノ巷ヨリ船ニ乗セテ南蛮国ヘ追放セラルト也

【史料一〇】と【史料一三】で一三〇余人という数字が見える。デイエゴ・デ・サン・フランシスコ、ヘルナンド・ペレスとニニヨ・デ・タボラ総督が上げた数字と一致する。

確かに一三〇余人のヒニン・乞食・「癩者」がマニラに追放されたが、全てが七堂浜の者であつたと考えられない。少なくとも彼らは大坂と堺から来たのである。

⑥幕末の『通航一覽』には少なくとも二ヶ所に記録がある⁴²。五巻一九九頁に既述の『契里斯督記』の引用であるからここで省略する。四巻五九三頁には次のエントリーが見られる。

【史料一四】

寛永七（一六三〇）年庚午の春、肥前国島原の城主島原は高来郡に属す、松倉豊後守重政、呂宋国を攻敗らん事を請ひ奉り、先遠候使を渡せしか、同年十一月十六日、重政卒して其事止ぬ、此年邪徒七十人を彼国に放流せらる

明らかに当時の国際状況を背景にしてその追放を解釈している。竹中采女と松倉重政がマニラに送った遠征団は寛永七（一六三〇）年一月一日に長崎を出帆し、西暦で翌年一月にマニラに到着した。追放に関して、『長崎実録大成』と同様に一六三〇年と七〇人が記録されている。

⑦大坂の『道頓堀非人関係文書』に「伊国江参候乞食之覚」の記録がある。この史料は大坂にあった道頓堀垣外のヒニンについて述べている。異国へ行かせた男女子供合わせて二三人の名簿である。このうち、一人単独で行く人、家族全員が行くケースがあり、家族と分かれて行く人もいる⁴³。日付は寛永一四（一六三七）年八月一四日である⁴⁴。

【史料一五】

寛永拾四丑年

一伊国江参候乞食之覚

一久助

同女房名ハば、

同子 まん

一ちよ 但おとこハ残り、名ハ六蔵与申候、四年先ニはて申候

一孫作 但女房ハ残り、四年先ニはて申候

一与兵衛 女子も無御座候 忝人也

一甚九郎 但女房ハ残り候へ共、五年先ニはて申候

一宗三郎 但女房名ハきくと申候、今日御尋被成候女也

一二蔵

同女房 名あが

一道 心 但女房ハ残りいまに居申候へとも、今ハ久左衛門と申もの、

女房ニ成申候

一孫七

同女房

一与九郎

同女房 名者うは

一源四郎

同女房 名ハきく

一ば、

同孫子 おのこ年 五ツノ年也

一きく

同子 名ハ六与申候年七ツノ年

一長 作 但女房ハ残り候へ共、当四月ニ乞食之法度をそむきおい出し、

いつくへ参候も不存候由申

一さい 年ごろ十七八ノおのこ也

右今日之ひ人共ニあらため書付上申候、以上

寛永拾四年丑ノ八月十四日

大山権右衛門殿

御兩人御出被成御改

水原二郎右衛門殿

この人々はマニラに追放された約一三〇人の一部であると思われるが、一見すると様々な疑問が生じる。

「伊国」は何を指しているか明かではないが、おそらく「異国」ではないだろうか。他の史料と対照すると、一六三一年に大坂で詮議され、一六三二年に追放された者はフィリピンに追放された一団しかないので、「異国」は当時の言葉で言えば呂宋に相当するだろう。

この覚え書きは寛永一四（一六三七）年八月一日付であるので、流罪の時から五年以上も経っている。しかし、「ちよ」と「孫作」のエントリーに日本に残った相手は四年前亡くなったと記載され、「甚九郎」のところに女房は五年前死んだとあるので、少なくともその流罪は一六三二年に起こったと分かる。

この覚え書きでは彼らがキリシタンであるかどうか、まして「癩病」に罹っていたかどうかなど記録されていない。先の議論に基づくと、追放された者の間に「癩病者」にもいたが、それは全ての特徴ではなかった。そして、追放になった理由は書かれていないが、一六三二年に垣外で取調べがあり、改宗させられた人が出たことが、垣

外の転びキリシタンについての後の記録から分かる。例えば、延宝五年（一六七七）年に書かれた次の「差上申一札之事」がある⁴⁵。

道頓堀非人在所孫七儀、三十四年以前正保元（一六四四）年一二月宗門御穿鑿被成候処ニ、先年切利支丹宗門ニ成、四拾七年以前寛永八（一六三一）年ころひ候由申上候二付、村中御預ケ被成候処ニ、一昨年九日子之刻ニ七十六才病死

三年後、もう一人の転びキリシタンが亡くなった時も同様な記録がある。その上、安永六（一七七七）年に記録された「転切支丹類族存命書上之事」と「転切支丹類族死失書上之事」には数人の転びキリシタンの履歴について詳しい情報がある。例えば、道真後家（名不知）については、次の通りである⁴⁶。

寛永八（一六三一）年大坂町御奉行久貝因幡守様被遂御詮議候刻、切支丹宗門を転浄土宗ニ成、其已後正保甲申（一六四四）年十二月十二日大坂町御奉行曾我丹波守様被遊御改、難波村江被成御預、正保三年四月十二日七十一歳ニ而病死

宣教師の記録と一致することから、一六三一年に大坂に取調べがあったことが明らかになる。それで数年後の一六四四年に再び転び切支丹が改められた。後の史料には追放された二三人について何も記載されていないが、彼らは一六三一年の取調べで転ばなかつた者であると思う。

史料	執筆年	追放者の呼称	收容施設	追放者出身	人数	目的地
『道頓堀非人関係文書』	寛永14 (1637)年8月14日	乞食	垣外	道頓堀 (大坂)	23人	伊国
井上筑後『契利斯督記』	1652年~1662年	乞食共吉利支丹				呂宋
『耶穌宗門制禁大全』	17世紀	吉利支丹	癩村	七度ヶ濱 (堺)	130余人	南蛮
『長崎根元記』	17世紀末~18世紀初頭	邪宗門の乞食		大坂	70人	天川
『長崎実録大成』	18世紀中頃	邪宗門之乞食		大坂	70人	呂宋
肥島萬・村井昌弘『耶穌天誅記』	1750年~1760年	奴曹吉利支丹宗門	乞丐村或は乞食村	堺の濱	130余人	南蛮国
『通航一覽』	1853年	邪徒			70人	呂宋国

表2 日本人が執筆した史料に見える追放

これらの史料の情報を表二に次のように纏めた。「執筆地」は全て日本であるので、それを省略して、「目的地」を挿入した。

追放者は道頓堀垣外の收容者であるので、「非人」であったことが分かる。しかし、史料上で彼らを指す最も使われている言葉が「乞食」である。「乞食」は「癩者」から門付芸人まで、多種多様な意味を持つ語で、「非人」もそのひとつである。「伊国江参候乞食之覚」が執筆された時、身分としての「非人」がまだ成立していなかったため、追放時点で彼らを貧民（ヒニン）⁴⁷ 乞食仲間として見なすべきであろう。『日葡辞書』で「乞食」が「pedinte」として翻訳されるが、フェレイラは追放者を「pedintes」と呼ぶ。彼もまたしく彼らをこのような乞食仲間として認識していた。

また、日本の史料で彼らが「癩病者」であることは明記されていない。しかし、マニラにいたヘルナンド・ペレスなどの書簡によると、彼らが「癩病者」であった。先述のとおり、「lazano」という言葉が乞食と「癩病者」の両方の意味を持つ。「乞食」も同様に曖昧な言葉である。つまり、「癩者」の生活手段は物乞いが主であるから、乞食という語自体が「癩者」をも意味するようになった⁴⁸。この観点から、追放者の間に「癩病者」もいたことは矛盾しない。

第三章 ヒニンの国外追放の動機

キリシタンヒニンの国外追放という異例な罰には二つの要素がある。一つは当該期の国際状況である。一六一四年のキリスト教禁止令の発令と共に、フィリピンと日本間の緊張が高まってきた。フィリピンから宣教師が来日し続けた結果、幕府は一六二四年にスペインと公式的な関係を断交した。それにも関わらず、その後も、宣教師は中国船などを通じてしばしば来日していた。さらに、スペイン軍艦による朱印船襲撃事件をきっかけに、一六三〇年に松倉重政は幕府にフィリピン侵略を提案し、間もなく長崎奉行竹中采女と共同遠征した。しかし、重政の死に加えてスペイン人にマニラの防衛施設や軍事力を見せつけられ、侵略企画は挫折した⁴⁹。緊張した国際関係を背景に日本側はヒニンを通じてフィリピン政庁にキリスト教に対する軽蔑を伝えた。

もう一つの要素は国内のキリスト教迫害である。迫害初期、当局の対象は主に宣教師（宣教師を助けたり、宿泊の世話をしたりする一般信徒を含む）と武士身分のキリシタンであり、島原の乱以降その標的はキリシタン民衆まで広がったと大橋幸泰は指摘する⁵⁰。その仮定が正しいとすれば、この追放はどのように解釈できるのだろうか。彼らは個人的に宣教師を助けたために、罰を受けたのではない。宣教師は常にヒニン小屋で庇護を求めたため、ヒニンの集団罰のように見える。これが事実だとすれば幕府は島原の乱以前から、キリシタンの全てを迫害の的にしていたことになる。なぜならば、常に宣教師を助けたのはヒニンだけではなく、一般のキリシタンであったからである。つまり、全てのキリシタンは、宣教師に援助の手を差し伸べる犯罪の一味であった。近畿の四〇〇人のヒニンが一気に迫害されたことは、幕府が民衆まで迫害を広げていたことを示すものである。

デイエゴ・デ・サン・フランシスコが報告した通り、天満垣外では全てキリシタンであったかどうか確認できないが、道頓堀垣外には追放の時、一一〇人前後の住人がいて、この内、転びキリシタン一〇人プラス追放された者三三人、合わせて三三人、住人の約三分の一は一六三一年の取り調べ以前にキリシタンであった⁵¹。天満・道頓堀の他の垣外

キリシタン率も同様に高かったであろう。

上記の議論で検討したように、一六一四年からヒニン小屋・乞食小屋などは宣教師の隠れ場所になっていた。なお、迫害を免れるため、東北・佐渡島・蝦夷まで農民・鋤夫として逃げた一般教徒がおり、また移住ではなく、自ら財産を捨て、乞食小屋で生活し始めたキリシタンもいた。このため、垣外の中のキリシタンの割合がさらに高くなったのである。

当時はヒニンとキリスト教が絡んでいたような認識があったようである。近世ヒニンの垣外は宣教師が設けた病院に由来すると示唆されているが、それを証明できる証拠は従来示されてこなかった⁵²。しかし、垣外の誕生とキリスト教病院の終焉は時期的に一致しており、その機能も類似している。先述したデイエゴ・デ・サン・フランシスコが天満の垣外を「hospital」と称したのはただの偶然ではない。もちろん、天王寺垣外は悲田院とも呼ばれていたことが示す通り、垣外は昔の救済施設・病院と何らかの関係があったと思われる。それだけではなく、リバデネイラ士はフランシスコ会が京都で設立した病院について色々と語り、それによるとその収容者の全てが貧民で、「癩病者」が多かったようである。生計を立てるために収容者は一日中外にいて、物乞いをしていたと指摘する⁵³。一方、垣外も「癩病者」（全てではなくても）の居住地であり、ヒニンの主な収入資源と役割は町で物乞いする（勸進権）ことであった。収容者の素性とその生活様式はどちらの施設にもあまり相違がなかったようである。このため、デイエゴ・デ・サン・フランシスコはキリシタン病院が垣外と同様のものであると認識したのである。

先に見たフィリピン事情記録とヘルナンド・ペレスの書簡から、日本政府は「刀を汚さないように」ヒニンを処刑せずに追放したといわれるが、実はこれより重要な追放の要因がある⁵⁴。一六二〇年代後半になると、迫害に関して一つの現象が明らかになった。それは、殺されても棄教しない人が次々現れていたことである。さらに、殉教という栄光の死であったため、他のキリシタンを勇気づけ、このことが幕府にとって逆効果となっていた。

一六二九年に長崎奉行となった竹中采女は殉教者ではなく、棄教者を作ることを第一の目的にした⁵⁵。その時まで

頑なに棄教しなかった長崎の六四人を直ちに雲仙で拷問にかけ、三人を除いて全員を改宗させた⁵⁶。デイエゴ・デ・サン・フランシスコは一六三一年の迫害について次のように述べる⁵⁷。

通常に迫害がある王国でまた他の〔王国〕で行なわれても、そうではない〔王国〕があるため、キリスト教徒は迫害がないところへ逃げ忍んで、耐えられる苦勞でした。しかし今回、暴君の裁判官と官吏は多くのキリスト教徒が長い拷問を経ずに殉教すれば、我々の信仰のため善意をもって死ぬことを知ったため、殉教させず、命を奪わずに〔信仰から〕後退させるまで長い間彼らを苦難させることに努めている。(拙訳)

幕府は一六三一年にヒニン所まで迫害を進めたところで、どうしても棄教しない一三〇人のヒニンに遭遇した。そのような身分の低い人が幕府の法に背くこと自体、幕府の威厳にかかわることであり、社会秩序への脅威として認識された。徳川秀忠が没する直前であった時、幕府は京阪での大殉教を避けたかったのだろう。キリスト教の軽蔑とフィリピン政庁への憤慨の象徴として外交でヒニンを利用したほうが効果的であったため、竹中采女使節団と一緒に同船させたと思う⁵⁸。

おわりに

清水有子は一七世紀のスペインと日本との国交の形態を三つに分けている。それらは、①将軍とスペイン国王あるいはルソン総督との通信関係、②その通信関係に付随する形で使節船がとりおこなう公的な貿易関係、③民間の貿易関係である⁵⁹。彼女は①と②が一六二四年に幕府側によつて断行され、続いて翌年に「スペイン船渡航禁止令」でス

ペインとの通航を一切遮断した⁶⁰。しかし、本論文で見たように、長崎奉行や島原の領主がフィリピンとの交易を試み続けた。しかも、幕府はこの交易の復活を利用し、ヒニン・乞食をマニラに送った。スペイン側がこれを受け取ったが、松倉重政と徳川秀忠の死によって交際の試みが失敗に終わった。幕府は一六二五年にスペインと関係を断絶したといっても、一六三二年に竹中采女と松倉重政は幕府の同意を得て、遠征の形でその関係の復活を試みたと思えるを得ない。

デイエゴ・デ・サン・フランシスコの報告によると、竹中采女の使節団のポルトガル船と日本船二隻は一六三二年八月一四日に日本に帰国した⁶¹。竹中は翌年に私貿易や海外渡航船に対する通航許可証の発行のため罷免された。

マニラでは、追放者の手当てはフランシスコ会士に一任された。フランシスコ会は既にフィリピン在住の日本人キリシタンの宗教的指導という役割を果たしていた。追放者が収容された病院は日本町のデイラオにあり、「聖アナ病院・現地の病院」という名をとっていたが、日本人の到着に合わせて一六三二年に「聖ラザロ病院」に改名したという説もある⁶²。スペイン国王は彼らの扶養のために毎年国庫から二〇〇ダカット（金貨）を支給するように命令した⁶³。

一六三六年マニラ発のドミニコ会宣教師団体の日本人案内者はその追放者の一人ではないかと思われる。彼の本名は不明であるが、殉教録には「京都のラザロ」となっている。おそらく、彼は京都出身で、一六三二年の「lazaros」団体の一人であったのだろう。

「救癩」活動や病院の設立を通じて、宣教師は当時の町々の貧困層に近づいた。その町の貧困層の中核はいわゆる後に呼び始められた「ヒニン」であった。このため、キリスト教と一七世紀前半のヒニン小屋形成の問題が絡み合っていると思う。宣教師は「ヒニン」という語を使わず、ポルトガル語とスペイン語で「貧民である病人・乞食」に最も近い言葉である「lazaro」を使った。さらに、デイエゴ・デ・サン・フランシスコはヒニン小屋を「病院 (hospital)」と呼んでいた。この事実を明らかにし、一六三二年に行われたヒニン追放事件でこの関係を例証した。

キリシタン病院とヒニン小屋の形成が重なる場合もあるが、キリシタンとヒニンの結びつきが単なる偶然ではない

と思う。この問題に関して、被差別民制研究とキリシタン研究がそれぞれ違う道を歩んだが統一のとれた研究が望ましいだろう。キリスト教伝道とヒニンの関係は場所によって相違が見られるが、この問題について事例研究を別のところで行った。⁶⁴

- 1 以上塚田孝『近世大坂の非人と身分的周縁』部落問題研究所、二〇〇七年、山本薫「泉州の堺『四ヶ所』長吏と那中非人番』『部落問題研究』一五九号、二〇〇二年、浦本誉至史『江戸・東京の被差別部落の歴史』明石書店、二〇〇三年、中尾健次『江戸の弾左衛門』三二書房、一九九六年、藤本清二郎「和歌山城下、吹上非人村の形成と展開」『和歌山地方史研究』弟八号、一九八五年一月。
- 2 西順蔵ほか『東京の被差別部落』明石書店、一九八一年、二二頁に参照。
- 3 Pages, Leon, *Histoire de la religion chrétienne au Japon depuis 1598 jusqu'à 1651*, Texte, Paris, 1869, p. 743.
- 4 Blair and Robertson, *The Philippine Islands*, Vol. 24, 1903-1909, 中村真次「サン・ラザロ病院の来歴に就いて」『史学雑誌』二六編二二号一九一五年、姉崎正治『切支丹伝道の興廃』同文館、一九三〇年、海老澤有道『切支丹の社会活動及南蛮医学』富山房、一九四四年、村上直次郎『日本と比律賓』朝日新聞社、一九四五年、岩生成一『南洋日本町の研究』岩波書店、一九六六年、Knauth, Lohar, *Confonction Transpacifica. El Japon yel Nuevo Mundo Hispánico 1542-1639*, UNAM, Mexico, 1972, シュワード・アルカディオ「松倉重政の呂宋島遠征企画とその死」『キリシタン研究』第九輯、吉川弘文館、一九七四年、岡本良一「『大坂の非人』研究覚書」原田伴彦監修者『近世部落の史的研究（上巻）』解放出版社、一九七九年、Cabezas, Antonio, *El siglo Ibérico del Japon. La presencia Hispano-Portuguesa en Japon (1543-1643)*, Universidad de Valladolid, 1990, 峯岸賢太郎『近世被差別民制史の研究』校倉書房、一九九六年、Ruiz de Medina, Juan S.J, *El*

martirologio del Japón. 1558-1873, Biblioteca Institutu Historicu S.I. Vol. LI Institutum Historicum S.I. Roma, 1999, Borao, José Eugenio, "La colonia de japoneses en Manila en el marco de las relaciones de las Filipinas y Japón en los siglos XVI y XVII", *Cuadernos CANELA*, No. 17, Tokyo, 2005, pp. 25-53.

5 国外追放のほかの例は次の三つを挙げられる。一六一四年に宣教師と一般信徒三〇〇人がマニラとマカオへ、一六二七年に小西行長の元家来ら四家族がマカオへ、一六三六年にポルトガルと日本の混血児二九八人がマカオへ追放された。6 筆者は本論文で「ハンセン病」、「ハンセン病の患者」の代わりに「癩」、「癩病者」などを意識的に利用する。所謂当時の日本の「癩病」やヨーロッパの *lepra* はハンセン病以外の病気を含め、資料に見られる「癩病者」や「*leproso*, *lazaros*」と現在ハンセン病の患者を同一と見ないほうが正しいと思う。

7 迫害のためキリスト教を棄てた者は「転んだ」あるいは「転び」キリシタンと呼ばれた。この表現は宣教師の書簡や当時の日本資料によく表れる。

8 海老澤有道、前掲書、一六九〜一八五頁。

9 Valignano, Alessandro, *Sumario de las cosas de Japón*, José Luis Álvarez-Taladriz ed., Sophia University, Tokyo, 1954, p. 343. こうでまた、中世の聖職者養成の基本方針の下、イエズス会の憲会において医学の勉強とその実践が禁止されていたが、その禁止令は日本でも何回も発布された。この禁止令は医学に関する深い知識が必要な手術などに当てはめられたが、病者の面倒を見たり、薬を処方したりすることは無論認められていた。Cieslik, Hubert, "The Case of Christovao Ferreira", *Monumenta Nipponica*, Vol. 29, No. 1, Spring, 1974, p. 42 に参照。

10 佐久間正訳「マルセーロ・デ・リバデネイラの報告記録(第四卷の三)」、『横浜市立大学論叢』一三卷一頁
一九六二年、八一頁。Rbadeneyra, Marcelo de, *Historia de las islas del archipiélago y reynos de la gran China, Tartaria, Cuchinchina, Malaca, Siam, Camboja y Jappon*. Barcelona, 1601, p. 421.

11 海老澤有道、前掲書、一九四頁。

- 12 Boxer, C.R., *The Christian Century in Japan*, University of California Press, 1951, p. 359.
- 13 ルイス・ベルトラマン、*ケルリニコ会士マントニオ・デ・ロサリオ宛書簡*、大村宰、一六二六年八月二六日。Aduarte, Diego, *Historia de la Provincia del Santo Rosario de la Orden de Predicadores en Filipinas, Japon y China*, Manuel Ferrero ed., tomo 1, p. 274.
- 14 Ruiz de Medina, op. cit., pp. 201. シェロロギキ・デ・マンシエリス、アルフォンソ・デ・ルセナ宛書簡、一六二〇年十一月一日。イエズス会ローマ文書館 (ARSI) Jap.Sin. 34 42s.
- 15 コリヤド・デイエゴ『日本キリシタン教会史補遺一六二二・一六二二年』雄松堂書店、一九八〇年、一四〇頁。同前、一七二頁。
- 17 Real Academia de Historia (スペイン王立歴史アカデミー), *Relacion de lo sucedido en las Islas Filipinas y otras partes circunvecinas desde el mes de Julio de 1630 asta el de 1632*. MS, 9/3657, n. 15. 英訳と出版された。Blair and Robertson, op. cit., p. 229 に参照。
- 18 総督ニニヨ・デ・タバボラ、スペイン王宛書簡、マニラ、一六三二年七月八日。Archivo General de Indias (スペイン王総合文書館), MS, Filipinas, 8, R.1, n. 17. Pastells, Pablo, *Historia general de Filipinas*, vol. VII-1, Compañía General de Tabacos de Filipinas, Barcelona, 1926-1931, p. 175 に載せられている。
- 19 追放された「癩病者」を指すために「贈り物」という言葉を用いたのは後で述べるフランソワ・カロンであった。
- 20 日本准管区長フェレイラ、日本管区の巡察師アンドレ・バルメイロ宛書簡、長崎一六三二年三月二二日。イエズス会ローマ文書館 (ARSI) Jap. Sin. 18, 113v.
- 21 San Francisco, Diego de, *La grande persecucion que este año de 1632 ha padecido esta cristiandad del Kamii, Meaco, Fushimi, Yusaka, Sakai y todos los reinos circunvecinos a estas quatro ciudades y de siete santos mártires, los seis quemados vivos y uno crucificado en la ciudad de Osaka*, Japón, 2-5-1632, en Romualdo Rodrigo, *Fuentes sobre los misioneros agustinos recoletos martirizados en el Japón*.

Institutum Historicum AugustinianorumRecolectorum, Subsidia 6, Roma, 1985, pp. 69-75.

22 *Ibid.*, p. 70.

23 ヘルナンデ・ペレス、スペインのイエズス会士宛書簡「マニラ、一六三二年六月三〇日。Archivo Histórico Nacional（スペイン国立歴史図書館）、Clero-Jesuitas, 93-1, EXP. 1. この書簡の存在についてシュワーズ・アルカディオが（前掲）初めて指摘したのだろう。

24 清水有子『近世日本とルソンー「鎖国」形成史再考』東京堂出版、二〇一二年、八三〜八四頁に掲載される。この書簡の翻訳を利用し、少し変更を加えた。

25 *Relación de lo sucedido en las islas Filipinas y otras partes circunvecinas desde el mes de Julio de 1630 asta el de 1632*, op. cit.

26 García, Juan, *Aviso que se ha embiado de la Ciudad de Manila, del Estado que tiene la Religion Católica en las Philipinas, Japon, y la Gran China*, Juan Gomez de Blas, Sevilla, 1633. スペイン王立歴史学士院図書館にあった。この四ページの出版物は失っている状態である。そして、スペイン語の原本を手に入れなかったため、岩生成一、前掲書、二五五頁にあるこの一部の和訳と Blair and Robertson, op. cit., pp. 273-278 にある全報告の英訳を使わざるを得なかった。

27 *Entrada de la Seráfica Religion de Nuestro P. S. Francisco en las Islas Filipinas*, 1649, en Retana, W. E., *Archivo del bibliófilo filipino*, Tomo Primero, Madrid, 1895, p. 49.

28 カロン・フランソア『日本大王国志』幸田成友訳著、東洋文庫九〇平凡社、一九七七年、一五八頁。原稿のオランダ語を参照することができなかった。この英訳は次の通りである。"At about this time, all the Lazar-houses of the Empire were searched and about 385 Christians were found among the Lepers"（省略）。Caron, François, Schouten Joost, *A True Description of the Mighty Kingdoms of Japan & Simu*, ed. Charles R. Boxer, The Argonaut Press, 1935, p. 46.

29 岡本良一・内田九州男編『道頓堀非人関係文書』上巻、清文堂、一九七四年、一頁。

30 『日葡辞書』には三病 (Sanbió) が「三つの病氣。すなわち、癩病、くつち、癩狂。癩病、癩癩、および、癩癩に似た

別の病気」と定義されている。

31 ただし、中世と異なり、近世大坂の資料には「癩病患者」についての記載がほとんど見られない。その理由が不明であるが、「癩病」そのものがなくなっていたはずがない。Morimoto Hermansen, *Christian, Hinin in Early Modern Osaka. Their Organisation and Work*, University of Copenhagen, 2000, p. 42.

32 『邦訳日葡辞書』岩波書店、一九八〇年。

33 岡本良一・内田九州男編『道頓堀非人関係文書』下巻、清文堂、一九七六年、五〇五〜五〇六頁。

34 藤野豊「古代・中世の『癩者』と宗教——差別と救済」藤野豊編者『歴史の中の「癩者」』ゆみる出版、一九九六年、六六頁。

35 『続々群書類従』第一二宗教部、続群書類従完成会、一九四〇年、六五六頁。

36 海老澤有道、前掲書、一八四頁。

37 姉崎正治、前掲書、四二五頁。

38 Ruiz de Medina, Juan SJ, *Documentos del Japon. 1558-1562*, Instituto Histórico de la Compañía de Jesús, Roma, 1995, p. 677. パジェスは「癩病患者の家」を「癩病院」(hospitiaux des lépreux) としつ翻訳するがバチェロはさじまび述べている。Pages, Leon, *Histoire de la religion chrétienne au Japon depuis 1598 jusqu'à 1651*, Annexe, Paris, 1869, p. 374.

39 『海表叢書』第四巻、成山堂書店、一九八五年、四五〜四六頁。

40 『長崎実録大成』正編、長崎文献叢書第一集第二巻、長崎文献社、一九七三年、一七六、三二五頁。一八八八年に著された金井俊行の『長崎年表』はこの記録を繰り返す。寛永七年に、「奉行竹中采女正切支丹教ノ乞食七十人ヲ呂宋ニ放ツ大坂ニ縛シテ送ル所ノ者也。初メ乞食等宗門調査ノ法ナシ是ヲ以つて切支丹宗徒ノ者多キ乞食トナリ諸邦ヲ徘徊ス於ける是初メテ乞食ノ宗旨ヲ調査シ踏絵ヲナサシム」と記録されている。徳川斉昭が編集した『息詔編』という排耶書にもこの記録が収集され、それに基づいて姉崎正治は英語でこれを紹介した。"Some time in 1630, 70 Kirishitan outcasts arrested at Osaka sent to

Nagasaki and banished to Manila". *A Concordance to the History of the Kirishitan Missions. Proceedings to the Imperial Academy. Supplement to Vol. VI. Tokyo, 1930, p. 67.*

41 一六二五年にアレシヨというイエズス会の同宿が江戸を訪れ、その都市の郊外の出口にある「癩病院」に住んでいる患者が凡てキリシタンであると報告した。この「癩病院」も江戸のヒニン小屋のひとつであったと思われる。 *Lettere annue del Giappone de gl. anni MDCXXXV. MDC XXVI. MDCXXXVII, Roma, Francesco Corbellotti, 1632, p. 78.*

42 『通航一覽』、国書刊行会、一九二七年。

43 【史料六】にも追放者の間に、日本に家族を残した人がいたと指摘される。

44 岡本良一・内田九州男編、前掲書、一頁。

45 同前、一九頁。

46 同前、二九五頁。

47 塚田孝、前掲書、八九頁。

48 金井清光『中世の癩者と差別』岩田書院、二〇〇三年、二九頁。

49 Pastells, *op. cit.*, p. 173.

50 大橋幸泰『キリシタン民衆史の研究』東京党出版、二〇〇一年、一九頁。

51 高橋勝幸「道頓堀の切支丹」『名古屋キリシタン文化研究会会報』四六号、八五〜一〇〇頁。

52 例えば、キリシタンが大坂で設立した「癩病院」の数は垣外の数と一致することに基づいてこの仮説が立てられたが、現在はそれを確認できない。 Morimoto Hermansen, *op. cit.* p. 41.

53 Ribadeneyra, *op. cit.*, pp. 387-389, 413-421.

54 この点に関して、一六一五年の浅草「癩病者」の迫害の時同じ例が見える。この共同体の頭であったヘロニモという人物は「癩」のため、非キリシタンが彼の体を刀を汚さないだろうと殉教ができないう悩みを持った。結局「癩病」

- が殉教の妨げにならず、斬首された。San Francisco, Diego de, *Relación verdadera y breve de la persecución y martirios que padecieron por la confesion de Nuestra Santa Fee Catholica en Japon*...Manila, 1625, pp. 11v-12.
- 55 Hartmann, Arnulf, *The Augustinians in Seventeenth Century Japan*, Augustinian Historical Institute, 1965, p. 111. 背教者を得ることを優先し、殉教者を避けることは一六一四年からの幕府による迫害指令の一つであった。一六一四年の有馬迫害の場合に関しては、Orfanell, Jacinto, *Historia eclesiastica de los sucesos de la cristiandad de Japon*, Madrid, 1633, p. 41v が詳しい。これにも関わらず、殉教者が絶えもなく現れたことはキリシタンの深い信仰の証明にならざるべ。
- 56 Muñoz, Honorio, *Los dominicos españoles en Japon (siglo XVII)*, Separata de Misionalia Hispánica, año XXII, núms. 64-65, p. 151.
- 57 San Francisco, Diego de, *La grande persecución* ... , *op. cit.*, p. 70.
- 58 一六三六年に江戸で幕府は「癩百人切支丹の門徒等」を餓死させた。外交問題がなければ、近畿のヒニンも同様な運命にあつたのだろう。海老澤有道、前掲書、二〇八頁。
- 59 清水有子、前掲書、一三五頁。
- 60 同前、二五六頁。
- 61 *De la grande persecucion de los reinos del oriente y de 97 santos mártires quemados vivos, 64 y 33 degollados en Yedo, corte del emperador. En la ciudad de Tsuruga, Wakamatsu y en otros pueblos, los cuales fueron martirizados el año de 1632, Japon*, 30-8-1632, en Romualdo Rodrigo, *op. cit.*, p. 81.
- 62 Sales Colln, Ostwald, "Las actividades médicas en las Filipinas durante la primera mitad del siglo XVII", *Perspectivas Latinoamericanas*, Número 2, Nanzan University, 2005.
- 63 *Entrada de la Seraphica Religión de Nuestro P. S. Francisco en las Islas Filipinas*, *op. cit.*, p. 49.
- 64 ヘレス・リオボ・アンドレス「近世非人垣外形成とキリシタンとの関わり」『東アジアの思想と文化』第四号、

二〇二二年。

〔付記〕 本稿の執筆にあたっては、この研究を始めるために筆者に刺激を与えてくれた Christian Morimoto Hermansen 様に御礼申し上げます。また、本稿は日本学術振興会科学研究費（特別研究員奨励費）による成果の一部である。

（立命館大学博士課程後期課程・日本学術振興会特別研究員 P D）

